

議員提出第 3 号議案

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（I R）誘致の賛否を大阪府知事選挙と同日に問う住民投票条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び大阪府議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 6 日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員	徳 永 慎 市	しかた 松 男
	西 惠 司	奴 井 和 幸
	中 井 もとき	原 田 こうじ
	奥 田 悦 雄	須 田 旭
	西 野 修 平	杉 本 太 平
	原 田 亮	塩 川 憲 史
	西 村 日加留	うらべ 走 馬
	西 川 訓 史	

議員提出第3号議案

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を大阪府知事選挙と同日に問う住民投票条例制定の件

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を大阪府知事選挙と同日に問う住民投票条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）誘致の賛

否を大阪府知事選挙と同日に問う住民投票条例

（目的）

第一条 この条例は、大阪府が行おうとしている大阪府大阪市此花区の夢洲へのカジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）の誘致（以下「本件誘致」という。）に関し、令和五年四月九日の大阪府知事選挙と同日に住民による投票（以下「住民投票」という。）を執り行うことにより、府民の意思を確認し、今後の府政に反映することを目的とする。

（住民投票）

第二条 前条の目的を達成するため、次に掲げる選択肢について、住民投票を行う。

- 一 本件誘致に賛成
- 二 本件誘致に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票事務の執行）

第三条 住民投票に関する事務は、知事が執行する。

（住民投票の期日等）

第四条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、令和五年四月九日の大阪府知事選挙と同日とする。

2 知事は、前項の大阪府知事選挙の期日の告示の日に住民投票の告示をするものとする。

（投票資格者等）

第五条 住民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第二項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九条の規定により、府の議会の議員及び知事選挙権を有する者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

2 知事は、投票資格者名簿を調整しなければならない。

（投票の方法）

第六条 住民投票は、一人一票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所についての投票)

第七条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票区及び投票所)

第八条 投票区及び投票所は、知事の指定した場所に設ける。

2 知事は、あらかじめ投票所の場所及び日時を告示しなければならない。

(投票管理者及び投票立会人)

第九条 知事は、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第十条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票することができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることはできない。

(投票資格でない者の投票)

第十一条 住民投票の当日(第七条第二項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)において、投票資格でない者は、投票をすることができない。

(投票の秘密の保持)

第十二条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票用紙の様式)

第十三条 第六条第二項に規定する投票用紙及び同条第四項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(情報の提供)

第十四条 知事は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するように努めるものとする。

(投票の促進)

第十五条 府議会及び知事は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第十六条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

一 買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為

二 住民の平穏な生活環境を侵害する行為

三 公職選挙法その他の法律により規制される政治活動に該当する住民投票運動

2 府の一般職の職員並びに第九条に規定する投票管理者及び第十八条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、住民投票の内容に対し、

賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為はできない。

3 第一項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(開票所)

第十七条 開票所は、知事の指定した場所に設ける。

2 知事は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第十八条 知事は、前条第一項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第十九条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならぬ。その決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

一 所定の投票用紙を用いないもの

二 ○の記号以外の事項を記載したもの

三 ○の記号のほか、他事を記載したもの

四 ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの

五 ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

六 白紙投票

(投票及び開票)

第二十一条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)及び公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)の規定により行われる府の議会の議員又は知事の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第二十二条 知事は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、府議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第二十三条 府議会及び知事は、本件誘致に当たっては、住民投票における投票総数(本件誘致に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。)に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれか過半数の府民の意思を尊重しなければならない。

(事務処理の特例)

第二十四条 第三条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調整、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二の規定により、市町村が処理することとする。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和五年四月三十日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

昨年7月、臨時会において提案された「大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例制定の件」については、地方自治法に基づき、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者、すなわち選挙権を有する大阪府民の50分の1以上となる、約19万3千筆の署名をもって制定の請求がなされた。

我が会派としては、本請求を投票資格者等の修正案を提示した上でご審議いただいたが、残念ながら成立には至らず、また、その後もIR誘致を巡る様々な疑問点が府民から寄せられるなど、府民への十分な説明と理解が得られていない状況にあると考える。また、こうした中、国では府市によるIRの認可申請について審査がなされているが、まだ正式に認可に至っていない状況であり、今一度、IRの大阪誘致について、府民の真意を問うべきと考える。

よって、大阪府におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を大阪府知事選挙と同日に問うため、本住民投票条例を制定するもの。